

# 2025年度定時株主総会 招集ご通知に際しての 法令および定款に基づく 交付書面への記載を省略する事項

## ■事業報告

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 業務の適正を確保するための体制

## ■連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

## ■計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

# 株式会社商船三井

上記の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

## 事業報告の会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要

発 行 日	2016年8月15日	2017年8月15日	2018年8月15日	2019年8月15日
保 有 人 数	1名	3名	2名	3名
当社取締役（社外取締役を除く）	1名	3名	2名	3名
当 社 社 外 取 締 役	0名	0名	0名	0名
当 社 監 査 役	0名	0名	0名	0名
新 株 予 約 権 の 数	5個	116個	70個	170個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,500株	普通株式 34,800株	普通株式 21,000株	普通株式 51,000株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 807円	1株当たり 1,260円	1株当たり 981円	1株当たり 988円
新株予約権の権利行使期間	2018年8月1日から 2026年6月19日まで	2019年8月1日から 2027年6月25日まで	2020年8月1日から 2028年6月23日まで	2021年8月1日から 2029年6月22日まで
新株予約権の行使の条件	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)

(注1) ① 各新株予約権は、1個を分割して行使できないものです。

② 権利行使時において、当社役員の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができます。但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任または免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効します。

③ その他の権利行使の条件については、取締役会の決定によります。

(注2) 上記には、役員就任前に付与されたものも含めて記載しております。

(注3) 当社は、2017年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。また、2022年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。上記は調整後の株式数および価額としております。

### (2) 当事業年度中に当社使用人等に対して交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 事業報告の会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

(単位：百万円)

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			174
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			287

(注1) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注3) 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積もりの算出根拠、監査時間及び報酬額の推移等を確認したうえで、当該事業年度の会計監査人の報酬等につき、監査の効率性及び監査品質の確保に鑑み相当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注4) 当社の重要な子会社のうち、Gearbulk Holding AG、MOL Energia Pte. Ltd.、MOL Chemical Tankers Pte. Ltd.、LBC Tank Terminals Group Holding Netherlands Coöperatief U.A.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、会計に関する助言・指導業務の対価を支払っていません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会がその会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案して、会計監査人としての適格性及び信頼性が損なわれる事象が生じた場合、会計監査を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または会計監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、その他会計監査人の変更または解任若しくは不再任が適切であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

取締役会では、監査役会の要請を受けて株主総会の目的とすることを決定します。

## 業務の適正を確保するための体制

### (1) 業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、経営の効率性と健全性並びに財務報告の適正性と信頼性を確保するために、以下のとおり「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」を構築し運用する。本概要に記載した内容を方針とし、体制の継続的な改善を図る。

- ① 当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」）の取締役、執行役員、また当社組織規程で定める役職員（以下「役職員」）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

#### <コンプライアンス>

- (a) 当社グループは法令及び定款に従うのみならず、「常にコンプライアンスを意識し、社会規範と企業倫理に則って行動する」ことを価値観・行動規範（MOL CHARTS）のひとつに掲げている。当社はコンプライアンス体制の充実のため、その基礎としてコンプライアンス規程を定め、取締役会が任命する副社長、或いはチーフ・コンプライアンス・リーガル・オフィサー（CCLO）を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、定期的なモニタリングを通じコンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
- (b) 役職員の行動規範としてコンプライアンス規程第5条に行動基準を定める。とりわけ、各国競争法の遵守、反社会的勢力に対する毅然とした対応、インサイダー取引の禁止、贈収賄の禁止、個人情報を含む顧客、取引先、従業員、及び会社等の秘密情報の保持、差別・ハラスメントの禁止等を徹底する。
- (c) 全ての役職員を対象に、独占禁止法、金融商品取引法、不正競争防止法等の各種法令・規則、及び社内規程に関する階層別研修、分野別研修、e-ラーニングなどを実施し、コンプライアンス違反の予防並びに改善措置を講じるとともに、コンプライアンス意識の徹底・向上を図る。
- (d) コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス違反に関する報告・相談のための社内窓口及び社外弁護士によるコンプライアンス相談窓口を設置するなど報告・相談システムを整備し、運用を行う。当社は当社グループの役職員によるコンプライアンス違反行為に関する報告・相談については秘密を厳守するとともに、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証する。

#### <コーポレート・ガバナンス>

- (e) 当社は、「商船三井グループ コーポレート・ガバナンス基本原則3か条」、及び「商船三井グループ コーポレート・ガバナンス ポリシー」を定め、当社グループに所属するすべての役職員の行動準則とし、コーポレート・ガバナンスの充実に積極的かつ継続的に取り組む。
- (f) 当社は、グループ企業理念に基づき、経営計画の推進、及びサステナビリティ課題への取り組みを通じたグループビジョンの実現と中長期的な企業価値の最大化を図るため、①複数名の独立社外取締役を選任する、②取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占める任意の組織である指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置する、③東京証券取引所が定める独立役員要件に加え、当社独自の独立性判断基準を策定する、などを通じて、コーポレート・ガバナンス体制の充実に積極的かつ継続的に取り組む。
- (g) 当社は、取締役会から独立した監査役会による監査機能を確保するとともに、業務執行も行う社内取締役と、戦略検討機能と監督機能に特化した役割を果たす非業務執行社内取締役及び独立社外取締役から取締役会を構成することによって、取締役相互の監督・牽制機能を発揮させる体制としている。取締役会での実効的な監督体制を確保することにより、業務執行の適法性・妥当性・効率性を実現するための機関設計をとる。
- (h) 取締役会は、監査役が監査役会規程及び監査役監査基準により定める監査の方針に従い役職員の職務の執行を監査し、その他法令で定める任務を遂行できる環境を確保するよう努める。
- (i) 当社は、取締役会の監督の下、他のいかなる職制からも独立した経営監査部を社長直属の組織として設置・運営する。経営監査部は、内部監査規程に基づき定期及び随時に内部監査を行う。
- (j) 取締役会において、経営の客観性・透明性を確保するため、当社グループ全体のコーポレート・ガバナンスの状況や方向性、及び取締役会の実効性の検証について、独立社外取締役・独立社外監査役の視点を交えて検討するコーポレート・ガバナンス審議会を設置・開催する。
- ② 取締役及び執行役員の人事並びに報酬決定プロセスの客観性と透明性を確保するための体制
- (a) 取締役及び執行役員の指名並びに報酬等に係る手続きの客観性と透明性を高め、説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に独立社外取締役が過半数を占める指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置・開催する。
- (b) 指名諮問委員会及び報酬諮問委員会は夫々、会長、社長、及び3名の独立社外取締役で構成され、委員長は取締役会の決議によって独立社外取締役の中から選定される。また、両諮問委員会には独立社外監査役が出席し、意見を述べることができる。
- (c) 指名諮問委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役及び執行役員の選任及び解任等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行う。
- (d) 報酬諮問委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役及び執行役員の報酬及び待遇等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行う。
- (e) 取締役会は指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の答申を尊重する。

- ③ 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (a) 各種法令、文書管理規程及び電子情報セキュリティ規程等で保存が定められる取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報については、文書又は電子情報により、定められた期間、適切に保存・管理する。
  - (b) 取締役及び監査役は、随時これらの文書又は電子情報を閲覧できるものとする。
- ④ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 当社グループは、主たる事業である海上輸送、及びグループビジョンの実現に向けて推進する社会インフラ事業の分野において、世界各国の経済情勢やテロ・戦争その他の政治的、社会的な要因、自然現象・災害、及び伝染病、ストライキ、その他の要因による社会的混乱等により予期せぬ事象が発生した場合、当社グループの事業活動や業績、株価及び財務状況等において悪影響を及ぼす可能性があると考えられる主な損失の危険（本項において「リスク」）に対して、経営会議の下部機関である投資戦略委員会やサステナビリティ委員会等で関連するリスクの把握、分析及び評価を行い、その結果を取締役会及び経営会議における意思決定に反映する。
  - (b) 当社及び当社グループ会社が保有する資産について、その価値変動リスクを統計的に分析し、数値化したもの（本項において「アセットリスクコントロール」）を定期的に取り締めに報告する。取締役会をはじめとする意思決定機関は報告されたアセットリスク量当社連結自己資本の範囲内にあるかどうか等を評価、分析した上で、投資判断を行い、当社グループの事業全体のリスクコントロールを図る。
  - (c) 当社は、当社事業に影響を与える外部環境の変化のうち、発生確率や影響度合いを定量的に把握できないものを全社横断的に管理する。重要なリスクシナリオとして特定されたものについて、取締役会は経営の基本方針に則り、直近の兆候情報と専門家の見解を踏まえ、当社事業への影響、及び当社が取り得る対応策について議論を行う。
  - (d) 当社は、重大海難事故を含む海難事故、地震・感染症やテロ等の災害、及び重大ICTインシデントが生じた場合には、それぞれ「重大海難対策本部規程」、「海外安全管理本部規程」、「災害感染症対策本部規程」、及び「重大ICTインシデント対策本部規程」に基づき、事業継続、早期復旧・再開を図るための組織として各対策本部を設置し、適切に対処する。上記の重大な事故・災害・危機等に該当しない事象に対しては、各種社内マニュアルに基づき、対処する。また、これらの各対策本部の枠組みにとどまらない、当社又は当社グループ全体の事業活動を阻害するような甚大な影響を及ぼす事故・事象・状況の発生時（本項において「クライシス」）においては、「クライシス対策本部規程」に基づき、事業継続と企業価値維持を図るべく、社会的インパクトを考慮しつつ当社グループ一丸となってクライシス対策を講じる組織として、社長を本部長とするクライシス対策本部を設置し、適切且つ迅速に対応する。
- ⑤ 当社グループの取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会は年間10回程度、適切な間隔を置いて開催するほか、必要に応じて随時開催する。取締役会に付議すべき重要な事項は取締役会規程に定め、原則として経営会議においてあらかじめ審議する。また、経営環境の変化に対応するため、指名諮問委員会、報酬諮問委員会、及びコーポレート・ガバナンス審議会の機能を活用し、取締役会の効率化を図る。
  - (b) 取締役会は経営会議を設置し、同会議は取締役会が決定した方針に基づき、社長が経営の基本計画及び業務の執行に関する重要案件を決裁するための審議を行う。経営会議は社長が指名し取締役会が承認するメンバーにより構成され、経営会議規程により原則として週1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。また、経営会議は必要に応じ、下部機関として委員会を設け、必要事項につき諮問する。
  - (c) 執行役員は取締役会で選任され、執行役員規程により代表取締役から権限の委譲を受け、組織規程が定める組織の業務分掌及び職位の職務権限に基づき、取締役会の決定した会社経営全般の方針に従い、業務執行を行う。
  - (d) 当社グループの取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、当社における決議・決裁、コンプライアンス遵守、組織管理、及び職務責任権限に係る各種規程を定め、当社の経営管理責任者を通じた子会社での準用を推奨する。また、当社の取締役会、及び経営会議において、当社グループの取締役、及び執行役員の職務の執行状況を監督するとともに、年2回程度開催するグループ経営会議において当社グループの経営方針や子会社の経営状況に関する議論・情報共有を行う。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (a) 適正な会計処理を確保し財務報告の信頼性を向上させるため、経理規程を定めるとともに、財務報告に関わる内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
  - (b) 経営監査部は、財務報告に関わる内部統制の有効性を評価する。評価を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

- ⑦ 当社グループにおける子会社の取締役等の職務執行の報告に関する体制その他業務の適正を確保するための体制
- (a) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する価値観・行動規範（MOL CHARTS）を掲げ、これを基礎として定める当社の各種規程に準じて、グループ各社はその子会社の管理を含む諸規程を定める。
  - (b) 各グループ会社の事業内容によって当社内に経営管理担当部・ユニットを定め、当社グループ全体の経営計画及び年度利益計画に基づき、各社における業務の執行状況を管理及び内部統制に係る責任を負う。経営管理担当部長・ユニット長は経営管理責任者として、グループ会社経営管理規程に基づき、グループ会社の取締役等から適時必要な報告を受け、経営状態及び事業リスクを適切に把握するとともに、重要経営事項については、グループ会社ごとに当社の事前承認や報告を要する事項を取り決め、これを実行するよう求める。また、原則として、取締役、及び監査役を各グループ会社へ派遣の上、職務の執行が効率的に行われるよう必要な経営資源を適時適切に配分し、かつ業務の適正を確保する。また、一部海外グループ会社については米州・欧州・アフリカ、東アジア、東南アジア・大洋州、及び南アジア・中東の各地域を統括する事業統括、若しくはコーポレート機能統括が経営管理担当部長・ユニット長に代わりこれを行う。
  - (c) 前項の定めに関わらず、組織規程に基づき、本社組織の一部と位置付けられるグループ会社については経営管理責任者として事業本部長・管掌役員（本項において「責任者」）を定め、経営管理担当部・ユニットを置かず、責任者が直接的に経営管理と内部統制の責任を負う。また、当該グループ会社の執行責任者（社長）については、当社の執行役員（原則としてグループ執行役員）がその任に就く。さらに、責任者に対する実務的な支援を担う組織としてアドミニストレーション担当部・ユニットを定め、責任者の指揮の下、客観的な立場から当該グループ会社に対する管理実務を行う。
  - (d) グループ会社におけるコンプライアンスを確保するため、当社の行動基準を含むコンプライアンス規程に則してグループ各社で諸規程を定める。当社のコンプライアンス相談窓口はグループ会社役員からの相談も受け付け、グループ全体としてコンプライアンスの徹底を図る。当社はグループ会社に対し、当社グループの役員によるコンプライアンス違反行為に関する報告・相談についての秘密を厳守するとともに、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証することを求める。
  - (e) グループ会社の監査については、各社が適切に内部監査体制を構築するとともに、当社の経営監査部は、内部監査規程に基づき定期及び随時に国内外のグループ会社の内部監査を行う。
- ⑧ 監査役職務を補助する専任スタッフ（本項において「補助使用人」）とその独立性に関する事項及び補助使用人に対する監査役からの指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査役職務を補助するため、当社の従業員から補助使用人を任命する。
  - (b) 補助使用人の人事評価は監査役が行い、補助使用人の人事異動は監査役会の同意を得て決定する。
  - (c) 補助使用人は原則として業務の執行に係る役職を兼務しない。
  - (d) 監査役は、以下の事項の明確化など、補助使用人の独立性及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に必要な事項を検討する。
    - ① 補助使用人の権限（調査権限・情報収集権限のほか、必要に応じて監査役からの指示に基づき会議へ出席する権限等を含む。）
    - ② 監査役からの補助使用人に対する指揮命令権
    - ③ 補助使用人の活動に関する費用の確保
    - ④ 内部監査部門等の補助使用人に対する協力体制
- ⑨ 当社グループの役員が当社の監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役からの報告が実効的に行なわれることを確保するための体制
- (a) 当社グループの役員が当社の監査役に報告すべき事項についての規程を定め、当該規程に基づき、当社グループの役員は当社の業務又は業績に影響を与える重要な項目について当社の監査役に報告する。当社グループの役員は、当社及び当社グループの業務又は業績に影響を与える重要な事項について当社の監査役に報告できるものとする。
  - (b) コンプライアンス規程に基づく報告・相談システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について当社の監査役への適切な報告体制を確保する。当社グループの役員によるコンプライアンス違反行為に関する当社の監査役への報告・相談については秘密を厳守するとともに、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証する。
  - (c) 当社の代表取締役は当社の監査役と定期的に会合を持つよう努める。
  - (d) 当社の経営監査部は当社の監査役と連絡・調整を行い、当社の監査役の監査の実効的な実施に協力する。
  - (e) 当社の監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当社は当該費用又は債務を処理する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおり。

### ① コンプライアンス

- (a) 当社は、当社グループ役職員が遵守すべき行動基準、コンプライアンス規程をはじめとして、独禁法遵守行動指針、贈賄等防止規程、インサイダー取引防止規程、個人情報管理規程等の各種法令に関する規程を整備している。また、その浸透を図り、コンプライアンス意識を徹底・向上させるため、国内外の当社グループ役職員を対象に、社内研修、講習会、e-ラーニング等を実施している。
- (b) 部・ユニット・支店におけるコンプライアンスの統括責任者としてコンプライアンスオフィサーを、コンプライアンスオフィサーを統括するとともにコンプライアンス体制の整備・強化を図る責任者としてチーフ・コンプライアンス・リーガル・オフィサーを任命し、コンプライアンスについての責任者を明確にしている。また、経営会議の下部機関として設置したコンプライアンス委員会を開催し、全社的なコンプライアンス体制の充実、徹底、また違反行為に対する処置の決定等の役割を果たしている。当期は、コンプライアンス委員会を6回開催した。取締役会及び経営会議は半期ごとにコンプライアンス活動に関する報告を受け、その徹底や改善に向けた議論を行っている。
- (c) コンプライアンス違反の疑いのある行為を発見した場合、役職員は所属する部・ユニット・支店のコンプライアンスオフィサー又はコンプライアンス委員会事務局に報告・相談することとしている。しかしそれが困難な場合、若しくは違反行為または違反の疑いのある行為が取締役・監査役、グループ執行役員を含む執行役員、経営監査部長に関係するものである場合に備え、独立した社外相談窓口を設置しており、報告・相談された事案は秘密厳守の下で調査し、違反が認定されれば速やかに必要な正措置を講じている。これに加え、年に1回「コンプライアンス強化月間」を設定し、役職員からのコンプライアンスに関する幅広い情報収集に努めている。

### ② コーポレート・ガバナンス

- (a) 取締役会は、当社の中核的な意思決定機関として、当社グループの経営に係る基本方針と最重要案件の審議、決裁や経営の監督等を行っている。当期は取締役会を12回開催した。
- (b) 独立社外取締役による業務執行取締役への監督をより実効性あるものとすべく、取締役会の下に会長、社長、及び3名の独立社外取締役で構成され、独立社外取締役が過半数を占める指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、取締役及び執行役員の選解任、社長・CEOの後継者育成計画、並びに報酬及び待遇等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行っている。当期は指名諮問委員会を4回、報酬諮問委員会を3回開催した。
- (c) 取締役会の下に会長及び社長を含む社内取締役、独立社外取締役全員、社内監査役、及び独立社外監査役全員で構成されるコーポレート・ガバナンス審議会を設置し、当社のコーポレート・ガバナンス全般に関わる大きな方向性について自由闊達に議論し、取締役会に対して助言・報告を行う。当期はコーポレート・ガバナンス審議会を4回開催した。
- (d) 取締役会が重要案件に集中できるよう、取締役会の決定に基づく業務執行に関する重要事項は原則毎週開催される経営会議にて審議、決定している。これら決定された方針に基づく業務執行は取締役会で選任され代表取締役から権限の委譲を受けた執行役員が行うことにより経営執行の効率化とスピードアップを図っている。
- (e) 当社及び当社グループ会社の事業については、定期的に取締役会、経営会議をはじめとする社内の重要な会議で報告され、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には適時関係部署への指示を行っている。

### ③ リスクマネジメント（損失の危険の管理）

- (a) 当社はリスクの種別ごとに担当部門を置き、所定の規程やルールに従って、リスク量の把握やヘッジによるエクスポージャーの削減、保険付保等によるリスク移転を含めたリスク低減策を講じている。各担当部門によるリスク管理の状況は定期的に経営会議に報告され、情報の一元管理と必要な判断・対応が行われている。また、新規の投資判断にあたっては、社内審査部門によりリスクの洗い出しを行い、必要に応じて各管理担当部門のアセスメントを経て、意思決定プロセスに入る。案件の重要性に応じて、経営会議付議の前に投資戦略委員会にて事前審議が行われ、リスクの掘り下げや論点整理がなされる。最重要案件については、経営会議における慎重な審議を経て取締役会に付議されるが、想定されるリスクについてのサマリーシートに基づき議論することをルールとするなど、リスク管理を重視した判断を行っている。
- (b) これに加え、当社は「アセットリスクコントロール」と呼ぶ独自のリスク管理手法を導入している。この手法は金融機関で幅広く利用されているリスク管理手法を海運業向けに応用したもので、全船隊に対して同時に相当程度のストレスシナリオ（低運賃市況・低売船市況）を適用、それが一定期間継続した場合に想定される最大の損失額（リスク量）を計算し、その総額が自己資本との比較で過大とならないように管理するものである。全社リスク量は半年に一度計測の上、自己資本と比較した結果を取締役に報告し、監督を受けている。
- (c) さらに、当社事業に影響を与える外部環境の変化のうち、発生確率や影響度合いを定量的に把握できないものを「エマージングリスク」と定義している。近年、エマージングリスクへの対応はリスク管理の点で重要性が高まっており、エマージングリスクを全社横断的に管理し、取締役会が対応策の意思決定する仕組みを導入することを目指している。

- (d) 海運業を中心として、約900隻の多様な船舶や海上プラントを運航・操業し、様々な社会インフラを提供する当社にとって、衝突・座礁・火災といった事故による船体・積み荷・乗組員への損害や損傷、貨物油や燃料油流出による環境汚染（油濁）は最も重大なリスクの一つである。当社は事故を未然に防ぐため、保有船・備船の区別に関わらず、安全・品質推進本部と各事業本部、船主（備船の場合）、及び船舶管理会社との緊密な連携のもと、船員に対する教育・指導や、安全を担保する船体仕様の整備などソフト面・ハード面で様々な対策を講じている。また、海賊やテロの危険に対しても、十分な訓練、緻密な運航ルール設定、陸上からのサポート、必要な設備の設置など、様々な備えを行っている。なお、最善を尽くした上でも避けられない事故によって当社自身もしくは関係者に損害が発生した場合においても、業績に大きな影響を受けることを回避するため、また十分な原資を確保するため、必要な金額の各種保険（賠償責任保険・船体保険・戦争保険・不稼働損失保険）を付保し、備えとしている。
- 当社は、2020年7月にばら積み貨物船WAKASHIO（長鋪汽船株式会社の子会社から当社がチャーター）がモーリシャス島沖で座礁し、燃料油が流出した事故を踏まえ、現場である本船側のみならず、当社陸上側からの支援体制、船主、船舶管理会社の管理体制を見直した。加えて、このように従前の重大海難対策本部の枠組みに留まらない、当社又は当社グループ全体の事業活動を阻害するような甚大な影響を及ぼしうる事故・事象・状況（クライシス）が発生した場合には、事業継続と企業価値維持を図るべく、社会的インパクトを考慮しつつ当社グループ一丸となってクライシス対策を講じる組織として、社長を本部長とするクライシス対策本部を設置し、適切且つ迅速に対応する体制を整備している。
- (e) 地球温暖化をはじめとする気候変動は、気象・海象の変化をより激しくし、安全運航の妨げに繋がる危険性がある。また、気候変動対策としての脱炭素化の流れは、大量の燃料油を必要とし、主要貨物として様々な化石エネルギー資源を輸送する当社にとって、公的規制等によるコスト増大や輸送需要の構造的減少などの形で事業環境を大きく変える可能性がある。当社はこうした流れに即して「商船三井グループ環境ビジョン」において2050年までのGHGネットゼロ・エミッション目標を掲げ、その達成に向けてロードマップを策定・公表し、グリーン代替燃料や省エネ技術の導入、効率運航の深度化等を進めている。また、代替燃料輸送や低・脱炭素化に資するソリューションを開発・提供することにより、脱炭素化の流れを新たな需要喚起に繋げ、ビジネスチャンスとしていく。当社グループが負う気候変動リスクの全体像や対応方針については、TCFDの枠組みを活用し、可視化に努めている。
- (f) 大規模な地震等の災害発生時にも船舶の運航を維持し、サプライチェーンを支える社会的役割を果たすため、当社はBCPマニュアルを定め、サテライトオフィスやシステムのバックアップ体制を整備した上、十分な訓練を実施している。また、本社役員全員にノート型PCを配布することにより、クラウド型ツール等を活用してリモート環境から勤務可能な就労体制を整備している。
- (g) 当社は、国際情勢を含む顧客信用リスクやカントリーリスクについて、リスクマッピング分析に関する議論を行い、その影響度の把握に努めている。加えて、上述した「アセットリスクコントロール」において、現在ではカントリーリスクや顧客の信用リスク、グループ会社の事業リスクも含めて、より適切にリスク量を計測できる仕組みに進化させている。なお、当社はロシア・ウクライナ情勢に関して、国際社会が協調して行うロシア連邦に対する制裁措置を遵守すると共に、日本政府の方針に従い、日本政府を含む各方面と協議を続けながら、適切に事態に対応している。また、目下の中東情勢に関しては、社長の指示の下、中東対応連絡会を組成し、情報を一元的に集約した上で、船員・貨物・船舶の安全を最優先した対応を、関係省庁や日本船主協会と連携しながら対応している。
- (h) 財務報告の信頼性確保に向けた内部統制の有効性評価は、金融商品取引法の定めに基づき実施しており、内部統制システムの適切な運用を確認している。
- ④ 当社グループ会社管理（企業集団における業務の適正の確保）
- (a) 当社は、グループ会社経営管理規程、グループ会社経営管理実務ガイドラインをはじめとする規程を整備し、国内外の当社グループ会社の適正な管理を図っている。また、当社グループ会社の重要な経営事項を当社の承認事項とするとともに、計画の進捗状況等の報告を当社グループ会社から受け、当社より適宜指導、助言を行うこと等を通じて、当社グループ全体の企業価値向上を図っている。さらに、毎年2回社長をはじめとする当社経営層と当社グループ会社の代表者によるグループ経営会議を開催し、経営目標の共有・確認、コンプライアンスの徹底を図っている。
- (b) 当社グループ会社は、当社のコンプライアンス規程等に則して、独立した法人として個々の規模・業態に合ったコンプライアンス体制を構築・運用している。当社グループ会社においてコンプライアンス違反行為に相当する事例が生じた場合、当該会社において自社の社内規則に則って速やかに対処し、再発防止策を実施するとともに、当社においてもコンプライアンス委員会への報告やグループ内部統制改善等の必要な対応を行う。
- ⑤ 監査役監査
- (a) 当社は、監査役監査の実効性確保に関する規程を定め、役員による監査役への報告事項をはじめ、監査役監査の実効性を確保するための基準等を整備している。
- (b) 常勤監査役に対しては、取締役会に加え、経営会議及び投資戦略委員会をはじめとする各委員会への出席機会を確保し、審議・意思決定過程における監査機能を担保している。また、社外監査役に対しては、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会に各1名の出席機会を確保している。これに加え、監査役には、取締役、執行役員、従業員との定期的面談、グループ会社への調査、経営監査部及び会計監査人との連携、グループ会社監査役との情報交換等の機会を確保し、これらを通じて、経営課題やリスクに関する認識を共有するとともに内部統制システムの構築・運用状況を監査し、適正な業務の確保を促している。
- (c) 監査役会、及び監査役の職務補佐のため、監査役会の下に監査役室を設置し、専任スタッフを配している。

⑥ 内部監査

内部監査部門である経営監査部は、毎期初に監査計画を定め、これに基づき当社各部門及び国内外グループ会社に対する監査を実施している。監査の結果識別された課題については、関係部門に対し改善策を提案するとともに、都度社長への報告を行っている。これに加え、取締役会に対しては内部監査の計画と実施状況を定期的に報告し、監査役会とは定例の打合せ等により連携を確保している。

連結株主資本等変動計算書（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	66,562	116,660	2,005,121	△70,149	2,118,194
当期変動額					
新株予約権の行使	129	129			259
剰余金の配当			△92,099		△92,099
親会社株主に帰属する 当期純利益			213,260		213,260
連結範囲の変動又は持 分法の適用範囲の変動			68		68
合併による変動			△608		△608
自己株式の取得				△30,054	△30,054
自己株式の処分		△2	△40	889	845
連結子会社株式の 取得による持分の増減		△2,878			△2,878
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	129	△2,751	120,579	△29,165	88,792
当期末残高	66,691	113,909	2,125,700	△99,314	2,206,986

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	49,408	111,348	396,174	11,335	568,267	208	37,548	2,724,218
当期変動額								
新株予約権の行使						△54		204
剰余金の配当								△92,099
親会社株主に帰属する 当期純利益								213,260
連結範囲の変動又は持 分法の適用範囲の変動								68
合併による変動								△608
自己株式の取得								△30,054
自己株式の処分								845
連結子会社株式の 取得による持分の増減								△2,878
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	11,977	△7,346	75,412	18,923	98,966	△5	17,156	116,117
当期変動額合計	11,977	△7,346	75,412	18,923	98,966	△60	17,156	204,855
当期末残高	61,385	104,002	471,586	30,259	667,233	147	54,705	2,929,073

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
  - (1) 連結子会社の数 470社
  - (2) 主要な連結子会社の名称は、事業報告内の「1. 当社グループの現況に関する事項 12. 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。
  - (3) 主要な非連結子会社の名称 栄和産業㈱
  - (4) 連結の範囲から除いた理由  
非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも小規模であり全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしませんので連結の範囲から除いております。
2. 持分法の適用に関する事項
  - (1) 持分法適用関連会社の数 141社
  - (2) 主要な持分法適用関連会社の名称は、事業報告内の「1. 当社グループの現況に関する事項 13. 重要な関連会社の状況」に記載のとおりであります。
  - (3) 主要な持分法非適用非連結子会社の名称 栄和産業㈱
  - (4) 主要な持分法非適用関連会社の名称 ㈱空見コンテナセンター
  - (5) 持分法の適用の範囲から除いた理由  
持分法非適用会社の当期純損益及び利益剰余金等のうち持分相当額は、いずれも小規模であり重要性が乏しいと認められますので、持分法適用対象から除いております。
  - (6) 持分法の適用の手續について特に示す必要があると認められる事項  
持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。
3. 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する事項
  - (1) 連結の範囲  
当連結会計年度から、重要性の観点及び株式の取得等により35社を新たに連結の範囲に含め、吸収合併による消滅及び清算終了等により12社を連結の範囲から除外しております。
  - (2) 持分法の適用の範囲  
当連結会計年度から、重要性の観点及び株式の取得等により11社を持分法適用の範囲に含め、株式の売却及び清算終了により2社を持分法適用の範囲から除外しております。
4. 会計方針に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - 有価証券
      - 売買目的有価証券 時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）
      - 満期保有目的の債券 償却原価法
      - その他有価証券
        - 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）
        - 市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法
    - 投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）  
組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方式
    - デリバティブ 時価法
    - 棚卸資産 主として先入先出法による原価法  
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

船舶 主として定額法（一部の船舶について定率法）

建物 主として定額法

その他の有形固定資産 主として定率法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

のれんの償却については、その効果が発現する期間を個別に見積もり、当該期間にわたって均等償却しております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は役員賞与の支出に備えて、役員賞与支給見込額を計上しております。

株式報酬引当金

株式報酬制度による当社株式等の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式等の交付見込額に基づき計上しております。

債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

契約損失引当金

契約に関する意思決定等に伴い、将来の損失発生の可能性が高い契約について、損失見込額を計上しております。

特別修繕引当金

船舶の修繕に要する費用の支出に備えるため、修繕見積額基準により計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に船舶による海上貨物輸送及び貨船等のサービス並びにこれらに付帯するサービスを提供しております。

海上貨物輸送においては、顧客の貨物を輸送する行為である各航海を契約及び履行義務としております。航海期間にわたり航海日数の経過に伴い当該履行義務が充足されるものであることから、各航海の見積り総日数（運送サービスの履行に伴う空船廻航期間を含み、運送サービスの履行を目的としない船舶の移動又は待機期間を除く）に対する期末日までの経過日数の割合を進捗度とし、当該進捗度に基づき収益を認識しております。取引の対価の金額には、燃料費調整係数、滞船料及び早出料等の変動対価が含まれておりますが、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高いため、当該変動対価を取引価格に含めております。

貨船においては、船長や船員の配乗等を通じて輸送能力を備えさせた船舶による輸送サービスの提供を履行義務としておりますが、契約期間にわたり輸送サービスの提供に伴い充足されることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第19項に基づき提供したサービスに対して顧客に請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

海上貨物輸送及び貨船に関する取引の対価は、履行義務の充足後に速やかに受領するものもありますが、主として契約に基づいた金額を前受けしております。なお、取引の対価に重要な金融要素は含まれておりません。

自動車輸送・港湾・ロジスティクス事業、フェリー・内航RORO船・クルーズ事業に帰属する一部の連結子会社においては、航空・海上フォワーディング、陸上輸送等のサービスを提供しており、主に輸送期間にわたり収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップに関しては、特例処理を採用しております。

主なヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
外貨建借入金	外貨建予定取引
為替予約	外貨建予定取引
通貨スワップ	貸借船料及び外貨建借入金
金利スワップ	借入金利息及び社債利息
金利キャップ	借入金利息
燃料油スワップ	船舶燃料
運賃先物	運賃

ヘッジ方針

主として当社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」に基づき、個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の為替変動リスク、金利変動リスク又は価格変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。

ヘッジ有効性評価の方法

主としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、ヘッジ有効性判定を省略しております。

(7) 当社及び連結子会社の支払利息につきましては原則として発生時に費用処理しておりますが、事業用の建設資産のうち、工事着工より工事完成までの期間が長期にわたるかつ投資規模の大きい資産については、工事期間中に発生する支払利息を取得原価に算入しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により投分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は主としてその発生時に一括費用処理しております。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

「のれん」は、前連結会計年度まで「無形固定資産」に含めて表示しておりましたが、当連結会計年度において、金額的重要性が増加したため、区分別掲しております。なお、前連結会計年度の「のれん」は33,816百万円であります。

(連結損益計算書)

「建替関連損失」は、前連結会計年度まで「その他特別損失」に含めて表示しておりましたが、当連結会計年度において、金額的重要性が増加したため、区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「建替関連損失」は1,532百万円であります。

## 会計上の見積りに関する注記

(のれんの評価)

### 1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
のれん	133,898百万円
(上記のうち、LBC Tank Terminals Group Holding Netherlands Coöperatief U.A.の全持分を取得した際に生じたのれん)	105,069

### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は2025年6月30日付でLBC Tank Terminals Group Holdings Netherlands Coöperatief U.A.の全持分を取得し、連結子会社としました。当該企業結合取引における取得価額は、外部の専門家を利用し、被取得企業の事業計画を基礎として評価した企業価値を踏まえて交渉により決定しています。なお、当該事業計画には今後も売上高が継続的に成長するという主要な仮定を含んでいます。

取得価額と被取得企業の識別可能な資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額としてののれんが発生しています。のれんを含む資産グループの減損の兆候の判定においては、取得時の事業計画と実績の比較に基づき、超過収益力等の毀損の有無を検討しております。減損の兆候があると認められる場合、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較し、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。減損損失の認識が必要とされた場合、当該のれんについては回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識します。当連結会計年度末において減損の兆候はないと判断しておりますが、将来の予測不能な事業環境の変化など、主要な仮定には見積りの不確実性を伴うため、翌連結会計年度に重要な変更が生じ超過収益力が毀損していると判断された場合には、連結計算書類において減損損失を認識する可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 棚卸資産の内訳とその金額

原材料及び貯蔵品	60,652百万円
その他	2,312百万円

### 2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

船舶	408,035百万円
建物及び構築物	993百万円
土地	483百万円
投資有価証券	307,100百万円
その他	2,234百万円
合計	718,847百万円

上記の他、連結上相殺消去されている連結子会社株式169,420百万円を担保に供しております。

#### (2) 担保に係る債務

短期借入金	59,365百万円
長期借入金	538,811百万円
社債	200百万円
合計	598,377百万円

上記、担保に供した投資有価証券のうち、

イ) 306,311百万円については、関係会社による長期借入金及び将来の備船料支払いの担保目的で差入れたものであります。

ロ) 787百万円については、海洋事業プロジェクトに係る長期借入金の担保目的で差入れたものであります。

### 3. 有形固定資産の減価償却累計額 1,131,389百万円

### 4. 偶発債務

保証債務等	125,853百万円
(うち外貨建保証債務)	110,566百万円)
(うち他者が再保証している金額)	20,274百万円)

5. その他

当社グループは、2012年以降、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国等海外の当局による調査の対象となっております。また、本件に関連して、当社グループに対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟がチリにおいて提起されております。これらの調査・訴訟による金額的な影響は現時点で合理的に予測することが困難であるため、当社グループの業績に与える影響は不明です。

**連結株主資本等変動計算書に関する注記**

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

種類 普通株式  
総数 363,001,827株

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

種類 普通株式  
株式数 19,406,531株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	62,904	180.0	2025年3月31日	2025年6月25日
2025年11月4日 取締役会	普通株式	29,195	85.0	2025年9月30日	2025年11月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を以下のとおり提案しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	39,514	115.0	2026年3月31日	2026年6月26日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

種類 普通株式  
株式数 423,600株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、船舶等の取得のための設備資金を、主に銀行借入や社債発行により調達しております。また、短期的な運転資金を主に銀行借入により調達しております。更に、安定的な経常運転資金枠の確保・緊急時の流動性補完を目的に国内金融機関からコミットメントラインを設定しております。

営業債権である受取手形及び営業未収金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の内部規程である「組織規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて主に為替予約を利用して当該リスクを回避しております。短期貸付金及び長期貸付金は、主に関係会社に対するものでありますが、貸付先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、財務状況等を定期的にモニタリングして回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っており、市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合への出資については、定期的に発行先の財政状態等を把握しております。営業債務である支払手形及び営業未払金は、1年以内の支払期日であります。短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは、主に短期的な運転資金の調達を目的としたものであります。長期借入金、社債及びリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利キャップ取引）を利用して支払利息の固定化を一部実施しております。デリバティブは、上述のリスクを回避するために利用しており、当社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」に基づき実需の範囲で行い、投機的な取引は一切行わない方針であります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらとの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額1,716,465百万円）は、「投資有価証券」には含めておりません。現金は注記を省略しており、また、短期間で決済される金融商品は時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 (* 1)			
関係会社株式	34,257	150,393	116,136
その他有価証券	119,448	119,528	79
(2) 長期貸付金 (* 2)	154,468		
貸倒引当金 (* 3)	△9,052		
	145,416	148,911	3,494
資産計	299,122	418,833	119,711
(1) 社債 (* 4)	301,200	289,868	△11,331
(2) 長期借入金 (* 5)	1,919,813	1,891,018	△28,794
(3) リース債務 (* 6)	177,007	156,894	△20,113
負債計	2,398,020	2,337,782	△60,238
デリバティブ取引 (* 7)	123,081	123,081	-

(\* 1) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は31,566百万円であります。

(\* 2) 長期貸付金の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた18,903百万円が含まれております。

(\* 3) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\* 4) 社債の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた50,400百万円が含まれております。

(\* 5) 長期借入金の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた195,491百万円が含まれております。

(\* 6) リース債務の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた15,316百万円が含まれております。

(\* 7) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については ( ) で示しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	112,827	－	1,315	114,142
デリバティブ取引				
通貨関連	－	118,990	－	118,990
金利関連	－	21,746	－	21,746
その他	－	1,999	－	1,999
資産計	112,827	142,736	1,315	256,879
デリバティブ取引				
通貨関連	－	18,993	－	18,993
金利関連	－	637	－	637
その他	－	23	－	23
負債計	－	19,655	－	19,655

(注) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の取扱いを適用した投資信託財産が不動産の投資信託については、上表の投資有価証券には含まれておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は、5,197百万円であります。

## (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
関係会社株式	150,393	—	—	150,393
その他有価証券	—	188	—	188
長期貸付金	—	148,911	—	148,911
資産計	150,393	149,099	—	299,493
社債	—	289,868	—	289,868
長期借入金	—	1,891,018	—	1,891,018
リース債務	—	156,894	—	156,894
負債計	—	2,337,782	—	2,337,782

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## イ) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。ゴルフ会員権の時価は、公表された相場価格に基づき算定しております。ゴルフ会員権の時価は、市場価格があるものの活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。SAFE投資は金融商品の価値に影響を与える事象を考慮して、直近の時価を見積もっており、レベル3に分類しております。

## ロ) デリバティブ取引

デリバティブの時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## ハ) 長期貸付金

長期貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに分類し、貸付金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 二) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債の時価は、公表された相場価格に基づき算定しております。社債の時価は、市場価格があるものの活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

## ホ) 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、当社及び連結子会社の信用状態が実行後大きく異ならないため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに分類し、借入金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## ヘ) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2025年3月に締結した持分譲渡契約に基づき、2025年6月30日付でLBC Tank Terminals Group Holding Netherlands Coöperatief U.A.の全持分を取得しました。

### 1. 企業結合の概要

#### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 LBC Tank Terminals Group Holding Netherlands Coöperatief U.A.

事業の内容 欧州及び米国における液体化学品、精製石油製品、原油等の貯蔵施設の運営

#### (2) 企業結合を行った主な理由

商船三井グループは、ケミカルロジスティクス事業を今後成長が見込める事業領域として位置付けており、今回の買収はその一環として実施したものです。

商船三井グループは既にケミカルタンカー事業において2019年のNordic Tankers A/S、2024年のFairfield Chemical Carriers Pte. Ltd.の株式取得で事業規模を拡大、世界最大級の船隊規模を有しております。今回の買収により、タンクターミナルでの陸上保管機能を獲得、出資済のタンクコンテナ事業と合わせ、海上輸送・陸上保管・陸上輸送までカバーする「ケミカルトータルロジスティクスサービス」体制を構築し、ケミカル物流をグローバルにリードする存在になることを目指します。

#### (3) 企業結合日

2025年6月30日

#### (4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

#### (5) 結合後企業の名称

変更はありません。

#### (6) 取得した議決権比率

100%

#### (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価として株式を取得したためであります。

### 2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年7月1日から2025年12月31日まで

### 3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	1,715,184千USドル (253,862百万円)
-------	--------	-----------------------------

取得原価		1,715,184千USドル (253,862百万円)
------	--	-----------------------------

なお、取得価額について外部の専門家による企業価値評価等を総合的に勘案して決定しております。

### 4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

財務及び法務調査に対する報酬・手数料等 2,501百万円

### 5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

#### (1) 発生したのれんの金額

105,803百万円

#### (2) 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

#### (3) 償却方法及び償却期間

16年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	10,857百万円
固定資産	333,391百万円
資産合計	344,248百万円
流動負債	9,638百万円
固定負債	186,551百万円
負債合計	196,189百万円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法  
当連結会計年度における影響額に重要性が乏しいことから、記載しておりません。

(共通支配下の取引等)

当社の連結子会社であるMOL Chemical Tankers Pte. Ltd.は2025年4月1日を効力発生日として、MOL Chemical Tankers Pte. Ltd.を吸収合併存続会社とし、当社の連結子会社であるFairfield Chemical Carriers Pte. Ltd.を吸収合併消滅会社として吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称 MOL Chemical Tankers Pte. Ltd.  
事業の内容 ステンレスタンクのケミカル船事業  
被結合企業の名称 Fairfield Chemical Carriers Pte. Ltd.  
事業の内容 ステンレス多タンクのケミカル船事業

(2) 企業結合日

2025年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

MOL Chemical Tankers Pte. Ltd.を存続会社、Fairfield Chemical Carriers Pte. Ltd.を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

MOL Chemical Tankers Pte. Ltd.

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループのケミカル船事業における経営資源を集約し、経営の効率化を図ることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2024年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

**賃貸等不動産に関する注記**

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都や大阪府その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等(土地を含む。)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
649,671	931,709

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。その他の物件については、土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額により、建物等の償却性資産は連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、海上貨物輸送及び貸船等のサービスを提供する海運業を中心に事業活動を展開しており、主に「ドライバルク事業」、「エネルギー事業」、「コンテナ船事業」、「自動車輸送・港湾・ロジスティクス事業」、「不動産事業」、「フェリー・内航RORO船・クルーズ事業」及び「関連事業」を営んでおります。

当連結会計年度における各事業の売上高（各事業間の内部売上高又は振替高を含む）は、456,016百万円、537,028百万円、53,991百万円、592,148百万円、52,935百万円、73,746百万円及び87,830百万円であります。

なお、売上高については、顧客との契約から生じる収益以外の収益に重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### （1）顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高等

（単位：百万円）

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	579	131
営業未収金	134,679	141,303
契約資産	10,977	13,050
契約負債	35,263	37,359

（※）顧客との契約から生じた債権には、リース取引等に係る金額が含まれておりますが、その金額に重要性がないため顧客との契約から生じた債権に含めて開示しております。

当連結会計年度期首の契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しております。

当連結会計年度中の契約負債の残高の変動は、主に海上貨物輸送や貸船業等における対価の前受けと履行義務の充足によるものです。また、契約資産の残高の変動は、主に収益の認識と債権への振替によるものです。

#### （2）残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、海上貨物輸送においては、顧客の貨物を輸送する各航海を契約及び履行義務としており、各航海の期間が1年以内であることから、また、貸船における履行義務については履行義務の充足から生じる収益を「収益認識に関する会計基準の適用指針」第19項に従って認識していることから、それぞれ当該注記に含めておりません。

また、当連結会計年度において、当社グループが提供するほかのサービスにおいて残存履行義務に配分した取引価格の金額に重要性はありません。

## 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 8,365円13銭
- 1株当たり当期純利益 619円78銭

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## その他の注記

（記載金額に関する注記）

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金					
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	66,562	45,533	2	45,536	8,527	1,024	46,630	734,412	790,594	△70,149	832,543
当期変動額											
新株予約権の行使	129	129		129					－		259
剰余金の配当				－				△92,099	△92,099		△92,099
当期純利益				－				252,568	252,568		252,568
圧縮記帳積立金繰入				－		17		△17	－		－
圧縮記帳積立金の取崩				－		△56		56	－		－
自己株式の取得				－					－	△30,054	△30,054
自己株式の処分			△2	△2				△40	△40	889	845
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				－					－		－
当期変動額合計	129	129	△2	127	－	△39	－	160,466	160,427	△29,165	131,519
当期末残高	66,691	45,663	－	45,663	8,527	985	46,630	894,879	951,022	△99,315	964,062

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計		
当期首残高	35,955	560	36,515	208	869,266
当期変動額					
新株予約権の行使			－	△54	204
剰余金の配当			－		△92,099
当期純利益			－		252,568
圧縮記帳積立金繰入			－		－
圧縮記帳積立金の取崩			－		－
自己株式の取得			－		△30,054
自己株式の処分			－		845
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△560	483	△77	△5	△82
当期変動額合計	△560	483	△77	△60	131,381
当期末残高	35,394	1,043	36,438	147	1,000,648

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券

売買目的有価証券	時価法（売却原価は移動平均法により算定）
満期保有目的の債券	償却原価法
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）	組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方式
デリバティブ	時価法
棚卸資産	燃料油については先入先出法による原価法であり、その他船用品については個別法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産（リース資産を除く）

船舶	定額法
建物	定額法
その他の有形固定資産	主として定率法 なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却を行っております。

##### 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法であります。

##### リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 繰延資産の処理方法

##### 社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

##### 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

##### 賞与引当金

従業員の賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

##### 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えて、役員賞与支給見込額を計上しております。

##### 株式報酬引当金

株式報酬制度による当社株式等の交付に備えるため、当事業年度末における株式等の交付見込額に基づき計上しております。

##### 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

##### 契約損失引当金

契約に関する意思決定等に伴い、将来の損失発生の可能性が高い契約について、損失見込額を計上しております。

##### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時に一括費用処理しております。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に船舶による海上貨物輸送及び貸船等のサービス並びにこれらに付帯するサービスを提供しております。

海上貨物輸送においては、顧客の貨物を輸送する行為である各航海を実質的に個別の契約とみなすとともに、履行義務としております。航海期間にわたり航海日数の経過に伴い当該履行義務が充足されるものであることから、各航海の見積り総日数（運送サービスの履行に伴う空船廻航期間を含み、運送サービスの履行を目的としない船舶の移動又は待機期間を除く）に対する期末日までの経過日数の割合を進捗度とし、当該進捗度に基づき収益を認識しております。取引の対価の金額には、燃料費調整係数、滞船料及び早出料等の変動対価が含まれておりますが、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高いため、当該変動対価を取引価格に含めております。

貸船においては、船長や船員の配乗等を通じて輸送能力を備えさせた船舶による輸送サービスの提供を履行義務としておりますが、契約期間にわたり輸送サービスの提供に伴い充足されることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第19項に基づき提供したサービスに対して顧客に請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

海上貨物輸送及び貸船に関する取引の対価は、履行義務の充足後に速やかに受領するものもありますが、主として契約に基づいた金額を前受けております。なお、取引の対価に重要な金融要素は含まれておりません。

ファイナンス・リース取引に係る収益については、売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

## 6. ヘッジ会計の方法

### ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップに関しては、特例処理を採用しております。

#### 主なヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
外貨建借入金	外貨建予定取引
為替予約	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金利息及び社債利息
金利キャップ	借入金利息
燃料油スワップ	船舶燃料
運賃先物	運賃

#### ヘッジ方針

当社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」に基づき、個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の為替変動リスク、金利変動リスク又は価格変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。

#### ヘッジ有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、ヘッジ有効性判定を省略しております。

## 7. 支払利息に係る会計処理について

支払利息につきましては原則として発生時に費用処理しておりますが、事業用の建設資産のうち、工事着工より工事完成までの期間が長期にわたりかつ投資規模の大きい資産については、工事期間中に発生する支払利息を取得原価に算入しております。

## 8. 退職給付に係る会計処理について

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、区分掲記しておりました「特別利益」の「新株予約権戻入益」は、金額の重要性が減少したため、当事業年度より「その他特別利益」に含めて表示しております。なお、前事業年度の「新株予約権戻入益」の金額は3百万円であります。

### 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

#### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸借対照表に計上した関係会社株式及び出資金1,195,134百万円には、LBC Tank Terminals Group Holdings Netherlands Coöperatief U.A.の株式256,363百万円が含まれています。

#### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

LBC Tank Terminals Group Holdings Netherlands Coöperatief U.A.株式は取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、同社の超過収益力が見込めなくなったために実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、帳簿価額を実質価額まで減額し、当該減少額は当期の損失として処理することとしております。

超過収益力の致損の有無の判定は取得価額算定の際に用いられた同社の事業計画を基礎として実施しております。当該事業計画には、今後も売上高が継続的に成長するという仮定が含まれております。将来の予測不能な事業環境の変化等、主要な仮定には見積りの不確実性を伴うため、翌事業年度に重要な変更が生じ超過収益力が毀損していると判断された場合には、計算書類において、同社株式の評価損を認識する可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する短期金銭債権	211,215百万円
長期金銭債権	483,085百万円
短期金銭債務	149,786百万円
長期金銭債務	593百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額	147,955百万円
-------------------	------------

### 3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

船舶	37,451百万円
投資有価証券	787百万円
関係会社株式	144,073百万円
合計	182,312百万円

#### (2) 担保に係る債務

短期借入金	4,474百万円
長期借入金	43,238百万円
合計	47,713百万円

担保に供した投資有価証券及び関係会社株式のうち、

イ) 投資有価証券787百万円については、海洋事業プロジェクトに係る長期借入金の担保目的で差し入れたものであります。

ロ) 関係会社株式144,073百万円については、関係会社による長期借入金及び将来の備船料支払いの担保目的で差し入れたものであります。

### 4. 偶発債務

保証債務等	1,015,587百万円
(うち外貨建保証債務)	592,474百万円)
(うち他者が再保証している金額)	20,274百万円)

### 5. その他

当社は、2012年以降、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国等海外の当局による調査の対象になっております。また、本件に関連して、当社に対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟がチリにおいて提起されております。これらの調査・訴訟による金額的な影響は現時点で合理的に予測することが困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。

### 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

218,195百万円

売上原価

352,651百万円

営業取引以外の取引高

228,234百万円

### 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式

19,396,969株

### 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

(単位：百万円)

特定外国子会社留保所得

41,608

その他有価証券評価損

402

関係会社株式評価損自己否認額

68,786

賞与引当金

1,794

減損損失

656

貸倒引当金

2,231

債務保証損失引当金

4,508

契約損失引当金

1,792

関係会社からの備船契約譲渡

76

みなし配当

12,235

その他

5,226

繰延税金資産小計

139,319

評価性引当額

△ 132,011

繰延税金資産合計

7,307

繰延税金負債

前払年金費用

△ 3,064

その他有価証券評価差額金

△ 14,764

その他

△ 1,200

繰延税金負債合計

△ 19,030

繰延税金負債の純額

△ 11,722

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容 (注)	取引金額	科目	期末残高
子会社	MOL ENCEAN PTE. LTD.	間接100%	役員の兼任 船舶の備船 債務保証	債務保証	195,524	－	－
	MOL EURO ENERGIE SAS	直接100%	役員の兼任 債務保証	債務保証	49,770	－	－
	PREHNITE SHIPPING INC.	直接100%	役員の兼任 債務保証	債務保証	34,004	－	－
	WHITE EAGLE ENERGY LIMITED	直接100%	役員の兼任 債務保証	債務保証	31,525	－	－
	GYRO SHIPPING INC.	直接100%	役員の兼任 債務保証	債務保証	31,412	－	－
	MOL ENERGIA PTE. LTD.	直接100%	役員の兼任 船舶の備船 債務保証	債務保証	27,659	－	－
	MOL FSRU TERMINAL (HONG KONG) LIMITED	直接100%	役員の兼任 債務保証	債務保証	27,456	－	－
	LNG SIRIUS SHIPPING CORPORATION	直接100%	役員の兼任 債務保証	債務保証	26,451	－	－
	WHALE SHIPPING LINE S.A.	直接100%	役員の兼任 債務保証	債務保証	25,486	－	－
	MOL SHIPPING IFSC PRIVATE LIMITED	直接97.59% 間接2.41%	役員の兼任 債務保証	債務保証	24,716	－	－
	LINKMAN HOLDINGS INC.	直接100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付	142,343	短期貸付金	92,323
	ダイビル㈱	直接100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付	129,000	長期貸付金	268,600
	ARCTIC IVY TANKERS LIMITED	直接100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付	1,706	長期貸付金	34,021
	ARCTIC SAPPHIRE NO.2 LNG SHIPPING PTE. LTD.	直接100%	役員の兼任	増資の引受	27,635	－	－
	ARCTIC RUBY NO.2 LNG SHIPPING PTE. LTD.	直接100%	役員の兼任	増資の引受	25,245	－	－
	商船三井クルーズ㈱	直接100%	役員の兼任	増資の引受	25,143	－	－
ARCTIC EMERALD NO.2 LNG SHIPPING PTE. LTD.	直接100%	役員の兼任	増資の引受	24,851	－	－	
ARCTIC DIAMOND NO.2 LNG SHIPPING PTE. LTD.	直接100%	役員の兼任	増資の引受	24,480	－	－	

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 債務保証については、金融機関等からの借入金に対するものであります。なお、保証料は保証先や保証形態等を勘案して決定しております。
- (2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (3) 増資の引受については、子会社が行った増資を引き受けたものであります。
- (4) 資金の貸付の一部については、反復的な取引に係るものであり、取引金額は当期の平均残高を記載しております。

#### 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

#### 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	2,911円78銭
2. 1株当たり当期純利益	734円00銭

#### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

#### その他の注記

(記載金額に関する注記)

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。